

3日 ひなまつり, 5日 啓蟄, 20日 春分の日

1. March 改正情報・案内

① **健康保険料率変更** 適用は令和3年3月分保険料率(4月納付分)から(任意継続の方は4月納付分)から。

愛知支部 (9.88%から**↑9.91%**) (9.91%) のうち

6.38%は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率、

3.53%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

東京都9.87%から**↓9.84%** 大阪府10.22%から**↑10.29%**

介護保険料率 全国一律 (1.79%から**↑1.80%**)

②全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

1. 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

2. 任意継続被保険者制度の見直し

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

3. 育児休業中の保険料の免除要件の見直し

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とする。

③ 令和3年2月1日付で雇用保険の基本手当日額が下記の通り、例年8月1日に行われますが、例外的な一部変更がありました。

(1) 60歳以上65歳未満 7,186円 → 7,186円 (+0円)

(2) 45歳以上60歳未満 8,370円 → 8,370円 (+0円)

(3) 30歳以上45歳未満 7,605円 → 7,605円 (+0円)

(4) **30歳未満** 6,850円 → **6,845円 (-5円)**

また、「高年齢雇用継続給付金」の支給限度額も下記の通り変更されました。

365,114円 → 365,055円 (-59円) (「育児休業給付」「介護休業給付」に変更はありません。)

★**令和3年度の雇用保険料率については、変更ありません。**

④ 政府は、経営が厳しい企業とコロナ感染が拡大している地域の外食業などを対象に、**雇用調整助成金の特例水準を6月末まで維持する方向性を示した**。特例を一律で適用するのは4月末までとし、5月以降は企業の経営状態と地域の感染状況で差をつける見込みです。(2月12日)

※(労働者分保険料率) **健康保険 49.4 → 49.55 (愛知)** / 1000、**介護保険 8.95 → 9** / 1000
厚生年金保険 91.5 / 1000 **雇用保険 3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

2. 名言名句

「人生で学んだすべてをまとめると、3つの単語になります。

それは、『人生は続いていく (Life Goes On)』ということです」

ロバート・フロスト

3. 法改正等ワンポイント

[昨年末から一気に進んだ役所への提出書類の押印廃止](#)

厚生労働省保険局保険課より「保険者が定める届出様式における押印の廃止について(要請)」(保保発1225第9号)が発出され、協会けんぽから取扱いについて改めて公表がありました。健康保険における押印廃止は、**事業主および社会保険労務士の押印を不要**とするるとともに、**傷病手当金の医師による意見書の押印も不要**とされました。出産育児一時金支給申請書において、市区町村長記載欄は押印を継続することになっている等、注意が必要な書類もあります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/free/beppyou.pdf>

4月から全面施行 企業の同一労働同一賃金への対応状況は？

独立行政法人 労働政策研究・研修機構が実施した調査（10月1日現在の状況について調査。有効回答数（有効回答率）9,027社（45.1%））によれば、同一労働同一賃金ルールについて「内容を知っている」との回答が6割超となっています（大企業（常用雇用者301人以上）で93.6%、中小企業（同300人以下）で63.3%）。「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」は31.4%（大企業5.2%、中小企業32.6%）。

対応完了は約15%

同調査によれば、同一労働同一賃金ルールへの対応（雇用管理の見直し）について、「既に必要な見直しを行った（対応完了）」が14.9%（大企業27.5%、中小企業14.1%）、「現在、必要な見直しを行っている（対応中）」が11.5%（大企業23.9%、中小企業10.8%）、「今後の見直しに向けて検討中（対応予定）」が19.5%（大企業25.7%、中小企業19.3%）となっています。約半数が「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」である一方、「従来通りで見直しの必要なし（対応完了）」が34.1%（大企業16.5%、中小企業35.1%）、「対応方針は、未定・わからない」が19.4%（大企業6.4%、中小企業20.1%）で、まだ手をつけていないという企業も多いようです。

不合理な待遇差禁止義務への対応が4割

対応策にも様々ありますが、「パート・有期社員の待遇の見直し（不合理な待遇差禁止義務への対応）」が4割を超え（42.9%）、「正社員とパート・有期社員の、職務分離や人材活用の違いの明確化」（19.4%）、「正社員と職務・人材活用とも同じパート・有期社員の待遇の見直し（差別的取扱い禁止義務への対応）」（18.8%）、「就業規則や労使協定の改定」（18.6%）、「労働条件（正社員との待遇差の内容・理由を含む）の明示や説明」（17.0%）、「パート・有期社員の正社員化や正社員転換制度の導入・拡充」（12.8%）「正社員を含めた待遇の整理や人事制度の改定」（10.7%）、「正社員の待遇の見直し（引下げ等）」（6.1%）等が続いています。

4. 統計・情報

①「直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を求職者が容易に閲覧できるように公表することが、常時雇用する労働者が301人以上の企業で4月1日に義務化される。初回の公表については、法施行後の最初の事業年度内に、2度目以降は、前回の公表からおおむね1年以内に、可能な限り速やかに公表を行う必要があるというもの。

② 2020年のパートタイム労働者の比率が31.14%（前年比0.39ポイント低下）となり、調査を始めた1990年以来、初めて低下したことが、厚生労働省の毎月勤労統計調査でわかった。20年の非正規社員数は2,090万人で75万人減。新型コロナウイルス禍で外食産業などがパートタイム労働者の雇用を一気に減らしたことが影響した。

③ 厚生労働省は、介護施設や障害者施設へ看護師を日雇いで派遣できるよう政令を改正し、4月から適用する。規制緩和後は、派遣会社と受入れ先の施設に対し、看護師の業務を事前に明示して労務管理を適切に実施することを求める。（2月19日）

④ 今春の解禁を目指して議論されている給与のデジタル払いについて、厚生労働省は、銀行口座との併用を前提として制度設計とする方針。100万円を超える多額の給与については銀行口座への入金が望ましいとする。デジタル払いの場合でも原則として銀行口座との併用を企業に求める。また、労使の合意が前提で、希望する従業員に限定して利用するものとする方針。（2月16日）



金（こがね）神社の「黄金の鳥居」

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

東京オリンピックまで4か月あまり、開催されるのかどうか。東日本大震災から10年、「復興五輪」と言われ、聖火リレーは今月25日（木）に福島県の大原郡楢葉町にある「Jヴィレッジ」でスタートする予定です。その前に高校野球センバツ大会が3月19日に開幕します。昨年中止した同大会は、観客を制限しての開催見込みですが、「春はセンバツから」と言われ「球春到来、日本全体が活気づく」のではと思います。出場の中京大・中京高校、昨年の分まで頑張れ！

全国のマイナンバーカードの交付状況は、2021年1月1日現在、全国で24.2%。まだ交付率は低いものの、今月からはマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。ただ、3月時点で、すべての医療機関等においてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるわけではなく、厚生労働省は医療機関等がシステム整備を行う際の支援をして、2023年3月末には概ねすべての医療機関等での導入を目指すこととしています。いよいよワクチン接種が開始されました。コロナ収束への期待と同時にオリンピック開催へあと押しとなる事を願います。

endure 2021